

頸肩腕障害などの上肢障害認定マニュアル 訂正

表 5-4 労災保険給付の請求手続と内容 (P109)

表 5-5 障害補償給付 障害等級表 (p120 ~ 123)

最新の厚生労働省の関係法令は、
厚生労働省法令等データベースシステム
<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/index.html>
でご覧いただけます。

P109 表 5 - 4 労災保険給付の請求手続と内容 訂正

訂正 1	P109 下 葬祭料 葬祭給付の保険給付額 30 日分+ 31500 円→ 30 日分+ 315,000 円
訂正 2	P109 下 介護を受けているときの保険給付額 それぞれ、左側の金額を右側金額に変更 108,300 円→ 104,590 円 58,750 円→ 56,710 円 54,150 円→ 52,300 円 29,380 円→ 28,360 円

P120 表 5 - 5 障害補償給付 障害等級表 差し換え

労働者災害補償保険法施行規則 別表第 1 障害等級表 (第十四条、第十五条、第十八条の八関係)

(昭三五労令五・昭四〇労令一四・昭四一労令二・昭四二労令二九・昭四五労令二九・一部改正、昭四七労令九・旧別表第一・一部改正、昭四九労令二九・昭五〇労令二三・一部改正、昭五二労令六・旧別表・一部改正、昭五六労令三・平九労令三一・平一六厚労令一〇一・平一八厚労令六・一部改正)

障害等級	給付の内容	身体障害
第一級	<ul style="list-style-type: none"> ・年金 給付基礎日額の 313 日分 ・特別支給金 342 万円 	① 両眼が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 削除 ⑥ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑦ 両上肢の用を全廃したもの ⑧ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑨ 両下肢の用を全廃したもの
第二級	<ul style="list-style-type: none"> ・年金 同 277 日分 ・特別支給金 320 万円 	① 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの ② 両眼の視力が 0.02 以下になったもの ②の 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②の 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	<ul style="list-style-type: none"> ・年金 同 245 日分 ・特別支給金 300 万円 	① 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの ② そしゃく又は言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	<ul style="list-style-type: none"> ・年金 同 213 日分 ・特別支給金 264 万円 	① 両眼の視力が 0.06 以下になったもの ② そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	<ul style="list-style-type: none"> ・年金 同 184 日分 ・特別支給金 225 万円 	① 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの ①の 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ①の 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ② 1 上肢を手関節以上で失ったもの ③ 1 下肢を足関節以上で失ったもの ④ 1 上肢の用を全廃したもの ⑤ 1 下肢の用を全廃したもの ⑥ 両足の手指の全部を失ったもの

<p>第六級</p>	<p>・年金 同 156 日分 ・特別支給金 192 万円</p>	<p>① 両眼の視力が 0.1 以下になったもの ② そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ③の 2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの ④ せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの ⑤ 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑥ 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑦ 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指を失ったもの</p>
<p>第七級</p>	<p>・年金 同 131 日分 ・特別支給金 159 万円</p>	<p>① 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの ② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの ②の 2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの ③ 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 削除 ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指を失ったもの ⑦ 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 女性の外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側のこう丸を失ったもの</p>
<p>第八級</p>	<p>・一時金 同 503 日分 ・特別支給金 65 万円</p>	<p>① 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの ② せき柱に運動障害を残すもの ③ 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの</p>
<p>第九級</p>	<p>・一時金 同 391 日分 ・特別支給金 50 万円</p>	<p>① 両眼の視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの ⑥の 2 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの ⑥の 3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話し声を解することが困難である程度になったもの ⑦ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑦の 2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑦の 3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑧ 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの ⑨ 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したもの ⑩ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑪ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
<p>第一〇級</p>	<p>・一時金 同 302 日分 ・特別支給金 39 万円</p>	<p>① 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの ①の 2 正面視で複視を残すもの ② そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの ③ 14 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③の 2 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話し声を解することが困難である程度になったもの ④ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑤ 削除 ⑥ 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑦ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの ⑧ 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの ⑨ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑩ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p>

